

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 6 年 7 月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号。以下「令和 6 年改正法」という。）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 137 号。以下「令和 6 年改正令」という。）の施行に伴い、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業税に係る様式、記載要領についての所要の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

- （1）外形標準課税の対象法人の見直しによる整備を行う。
- （2）地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 2 条の規定による連結納税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- （3）その他、令和 6 年改正法及び令和 6 年改正令の施行並びに国税の様式改正に伴う所要の措置を講ずる。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。